

特集 台風・集中豪雨に備える

災害は、いつ、どこで起きるか分かりません



台風・集中豪雨の時期となりました。瀬戸内市では平成16年の高潮災害以降、大きな災害は発生していませんが、過去に何度も河川の氾濫、土砂崩れ、高潮などによる大きな被害が発生した記録が残されています。

このページでは、市民の皆さん



求められる地域の防災力

の貴重な命、財産などを守るため、防災上役立つ情報をお届けします。

気象・災害情報

台風・集中豪雨では、短時間のうちに局地的な豪雨による河川の氾濫、土砂崩れなどの被害が予想されます。台風などが近付いてきたらテレビやラジオ、防災行政無線のサイレンや音声などで広報される情報に耳を傾けるようにしましょう。

従来、気象庁では、大雨や洪水などによる災害への警戒・注意について、大雨警報などを県内を9つの地域に分けて発表していましたが、5月から各市町村単位での

発表になり、より正確に状況を把握することができるようになっています。

市でも、洪水ハザードマップをホームページで公開しています。これは、市内を流れる河川が大雨によって増水し、氾濫した場合に想定される浸水の範囲と深さ、避難場所などを示し、安全に避難できるように作成したものです。普段からこうした防災情報を入手したり、日ごろから家の周囲の点検や避難時の非常持出品の準備などをおこなしましょう。

災害時要援護者の避難支援

被害を最小限に防ぐためには地

避難情報

を事前に登録し、この情報を市と地域の皆さんが共有することができるとなっています。

これにより、災害時要援護者が災害時における情報の伝達や避難誘導、安否確認などを受けることができる体制をつくり、地域の皆さんがより安全で安心して暮らすことのできる地域づくりを目指します。

今後さまざまな機会を通じて、市民の皆さんへ計画の周知を図るとともに、登録制度を試行的に運用するなど、より身近で活用しやすい制度づくりを進めることにしています。

① 避難準備情報（要援護者避難）

要援護者が避難行動を開始しなければならぬ段階や人的被害の発生するおそれが高まったときに発表します。

要援護者などは、避難場所への避難行動を開始してください（避難支援者は支援行動を開始）。その他の住民は、家族などとの連絡、非常持出品の用意を行うなど避難準備を開始してください。

② 避難勧告

通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない

地域の組織的な行動も重要です。

事前の準備として、家族や自治会、自主防災組織で連絡方法や避難方法などを話し合っておいてください。

特に、傷病者や障害のある人などの「災害時要援護者」には避難情報が伝わりにくく、また体を動かすのが困難であるため、避難行動が間に合わず、被害を受けやすい状況に陥ります。

少しでも異常を感じたときには、隣近所で声を掛け合い、災害時要援護者を避難所へ誘導しましょう。

市では、昨年度「災害時要援護者避難支援計画」を策定しました。この計画では、「災害時要援護者登録制度」について定めており、支援を必要とする災害時要援護者

段階や人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況に発表します。

通常の避難行動ができる人は、避難場所などへの避難行動を開始してください。

③ 避難指示

災害の前兆現象の発生や現在の切迫した状況から人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された場合や人的被害が発生した状況に発表します。

避難中の住民は、避難行動を完了する必要があります。

また、まだ避難していない住民は直ちに避難行動に移るとともにその時間がない場合は生命を守る最低限の行動を行ってください。

■ 問い合わせ先

地域安全推進室

☎0869-22-3904

洪水ハザードマップ

<http://www.city.setouchi.lg.jp/data/kouzui.html>

避難勧告等の判断基準・伝達

マニュアル

http://www.city.setouchi.lg.jp/data/handan_dentatsu.html

総合防災訓練を実施します

市では、紀伊半島沖を震源とするM8.6の東南海・南海地震が発生し、瀬戸内市で震度6弱を観測、秋雨前線による連日の降雨で水位が上昇した千田川の堤防（土師大橋上流付近）に亀裂が入り、決壊のおそれがあるとの想定で「第6回瀬戸内市総合防災訓練」を次のとおり開催します。

当日は、避難訓練をはじめ、消火訓練、防災ヘリによる救助訓練などを行います。

また、煙体験や地震体験などのコーナーも設置します。

備えあれば憂いなし。皆さん、ぜひ訓練にご参加ください。

▷日時 9月12日（日）
午前9～11時

▷場所 国府小学校グラウンド

※小雨決行。ただし、災害の発生の恐れのある場合や災害発生後は、中止する場合があります。

※国府地域で避難勧告を発令し、防災無線でサイレンを鳴らします。

■ 問い合わせ先

地域安全推進室

☎0869-22-3904